

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 31 年 3 月 5 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 原信巻店

所在地 新潟市西蒲区赤鋤 324 番地 外

設置者 株式会社原信 代表取締役 原 和彦

株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘

株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## 1) 荷さばき施設の位置

(変更前)

位置
荷さばき施設 No. (配置図上の No.)
荷さばき施設 1 (建物 1 北側)
荷さばき施設 2 (建物 1 西側)
荷さばき施設 3 (建物 2 東側)
荷さばき施設 4 (建物 3 東側)
荷さばき施設 5 (建物 4 北側)
—

(変更後)

位置
荷さばき施設 No. (配置図上の No.)
荷さばき施設 1 (建物 1 北側)
荷さばき施設 2 (建物 1 西側)
荷さばき施設 3 (建物 2 東側)
荷さばき施設 4 (建物 3 東側)
荷さばき施設 5 (建物 4 北側)
<b>荷さばき施設 6 (建物 7 東側)</b>

※荷さばき施設の面積に変更はない。

2) 廃棄物等保管施設の位置

(変更前)

位置
廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.)
廃棄物等保管施設 1 (建物 1 内北側)
廃棄物等保管施設 2 (建物 1 内北側)
廃棄物等保管施設 3 (建物 2 内東側)
廃棄物等保管施設 4 (建物 3 東側)
廃棄物等保管施設 5 (建物 4 内西側)
—

(変更後)

位置
廃棄物等保管施設 No. (配置図上の No.)
廃棄物等保管施設 1 (建物 1 内北側)
廃棄物等保管施設 2 (建物 1 内北側)
廃棄物等保管施設 3 (建物 2 内東側)
廃棄物等保管施設 4 (建物 3 東側)
廃棄物等保管施設 5 (建物 4 内西側)
<b>廃棄物等保管施設 6 (建物 7 内西側)</b>

※廃棄物等保管施設の容量に変更はない。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社原信	午前 7 時 00 分	翌午前 0 時 00 分	建物 1
株式会社北越ケーズ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	建物 2
アキラ産業株式会社	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	建物 3
株式会社イエローハット	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	建物 4

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社原信	午前 7 時 00 分	翌午前 0 時 00 分	建物 1
株式会社北越ケーズ	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	建物 2
アキラ産業株式会社	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	建物 3
株式会社イエローハット	午前 9 時 00 分	午後 9 時 00 分	建物 4
<b>株式会社メガネトップ</b>	<b>午前 10 時 00 分</b>	<b>午後 8 時 00 分</b>	<b>建物 7</b>

2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1 (建物 1 北側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 2 (建物 1 西側)	午前 4 時 00 分～午後 6 時 00 分
荷さばき施設 3 (建物 2 東側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 4 (建物 3 東側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 5 (建物 4 北側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分

(変更後)

荷さばき施設 No. (配置図上の No.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1 (建物 1 北側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 2 (建物 1 西側)	午前 4 時 00 分～午後 6 時 00 分
荷さばき施設 3 (建物 2 東側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 4 (建物 3 東側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
荷さばき施設 5 (建物 4 北側)	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分
<b>荷さばき施設 6 (建物 7 東側)</b>	<b>午前 9 時 00 分～午後 8 時 00 分</b>

3 変更する年月日

- ・上記 2 の (1) の変更：平成 31 年 10 月 15 日  
(ただし、軽微な変更が認められた場合はその日以降)
- ・上記 2 の (2) の変更：平成 31 年 2 月 15 日

4 変更する理由

建物 7 において小売業を行う者を変更し、これに伴い施設の配置に係る事項の一部等に変更が生じるため。

5 届出年月日

平成 31 年 2 月 14 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西蒲区産業観光課

7 縦覧期間

平成 31 年 3 月 5 日から平成 31 年 7 月 5 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp